

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
*訂正した箇所については別途手続きが必要な場合がありますので、年金事務所等にご連絡ください。
- 記入する箇所は の部分です。((注) は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。)
- 黒インクのボールペンでご記入ください。
*鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人(年金を受ける方)が12ページにある委任状をご記入ください。

受付登録コード			
1	7	1	1

入力処理コード				
4	3	0	0	0
1				

シール貼付不要

8

市区町村

実施機関等

受付年月日

受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

23	郵便番号
24	住 所
	フリガナ
21	氏 名

見本

様

性 別

社会保険労務士の提出代行者欄

1	個人番号※ (マイナンバー)	2	生年月日
	基礎年金番号		電話番号

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。
詳しくは13ページをご確認ください。なお、共済組合等の加入期間がある場合は必ず個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座 の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)	※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の 写しの添付や金融機関の証明は不要です。
---------------------	--------	-----------------	---

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

25 (2) 年金 振込 先	① 金融機関	26 金融機関コード	28 支店コード	(フリガナ) 銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ) 本店 支店 出張所 本所 支所	29 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
	② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号(左詰めで記入)		30 番号(右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄	
口座名義人氏名 (カタカナ)		(氏)	(名)	21の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、 口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不 要です。			

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座 の登録意思	① 登録する	② 登録しない
---------------------	--------	---------

公金受取口座については最終ページをご参照ください。

3ページ(続紙を含む)の見方および訂正方法

勤務した会社名などを表示していますが、会社名や船舶所有者名が日本年金機構に登録されていない場合には、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合については、「公務員共済」、私立学校教職員共済については、「私学共済」と表示しています。また、国民年金に加入の場合は、「国民年金」と表示しています。

加入した年金制度を表示しています。

「国年」…国民年金法（第1号被保険者・第3号被保険者）
「厚年」…厚生年金保険法
「船保」…船員保険法
「共済」…国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法など

※基金加入期間の有無については表示していません。

「#」…年金制度間で被保険者期間が重複していることを表示しています。

「#」表示がある方は、複数の年金制度で重複した被保険者期間の記録をお持ちです。このため、記録を整備する必要があります。この年金請求書を提出される前にお近くの年金事務所等へ記録の整備をお申し出ください。

年金制度に加入した期間（自・至）を表示しています。現在加入中である場合には、（至）は空欄となっています。

	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間(※)または国民年金の加入期間	年金制度	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所	備考
1	厚生年金保険	(自) 昭和41. 4. 1 (至) 昭和48.10. 1	厚年		
2	国民年金	(自) 昭和50.10. 1 (至) 平成 2. 4. 1	国年		
3	△△株式会社	(自) 平成 2. 4. 1 (至) 平成 5. 1. 1	厚年		
4	公務員共済	(自) 平成 5. 1. 1 (至) 平成15. 8. 1	共済		
5	国民年金	(自) 平成15. 8. 1 (至) 平成17. 3. 1	国年	② ××市〇〇町 1-1-1	#
6	〇〇商事(株)	(自) 平成17. 3. 1 ③ (至) 平成17. 8. 1	厚年	□□市◇◇町 3-2-1	#
	⋮	⋮	⋮		

年金加入記録欄の訂正方法

- ①印字されている年金加入記録欄が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- ②年金加入記録を訂正した場合は、「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所」欄もご記入ください。
- ③現在加入中((至)が空欄)の方が、年金を請求するまでの間に退職などをされた場合は、退職日などの翌日を「勤務期間または国民年金の加入期間」欄にご記入ください。

◆厚生年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している(加入していた)期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会のお問い合わせ先》

電話番号：0570-02-2666

*IP電話からは 03-5777-2666

◆国民年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している(加入していた)期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者(60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入していた方を除く)は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会のお問い合わせ先》

電話番号：03-5411-0211

3. これまでの年金の加入状況についてご確認ください。

(現在の年金加入記録を(1)に印字しています。)

(1)下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が異なっているところは二重線を引いて訂正してください。
訂正した場合には「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所」欄をご記入ください。

[illegible]

(※) 厚年・船保・共済の(至)年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

お客様の 受給資格期間 ※	※受給資格期間とは、年金の受け取りに必要な期間のことです。 ※左欄に***が表示されている場合は、重複期間がありますので、年金事務所等でご確認ください。 ※(1)年金制度に「国年」と表示されている場合、左欄の月数には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない月数が含まれている場合がありますので、年金事務所等でご確認ください。
------------------------------	---

 複数の年金手帳番号をお持ちの方は、一部の年金記録が基礎年金番号に反映されていない場合があります。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度がありますのでぜひご活用ください。

(なお、厚生年金保険・共済組合加入中の方は任意加入制度をご利用いただくことはできません。)

(なお、厚生年金保険・共済組合加入中の方は任意加入制度をご利用いただくことはできません。)

4ページを記入する際の注意事項

●4ページ(2)を記入する際の注意事項

(※1)加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

(※2)加入していた年金制度を○で囲んでください。

「国年」……国民年金法(第1号被保険者・第3号被保険者)

「厚年」……厚生年金保険法

「船保」……船員保険法

「共済」……国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法など

4ページ(4)年金の受給に必要な資格期間について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給資格期間が10年以上あれば受け取ることができます。

受給資格期間には、年金制度に加入していた期間のほか、以下の期間(合算対象期間)を含めることができます。

なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取っているご本人が亡くなられた場合に、ご遺族が遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要となります。

<合算対象期間>

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く

○その他の期間

12 本人または配偶者が下記ア～ケの制度以外の年金や恩給を受けていた期間等

ア. 厚生年金保険法

イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)

ウ. 国家公務員共済組合法

エ. 地方公務員等共済組合法

オ. 私立学校教職員共済法

カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法

キ. 地方公務員の退職年金に関する条例

ク. 廃止前の国会議員互助年金法

ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法

(地方議会議員共済)

4ページ(4)⑦の年金または恩給

1. 恩給
2. 執行官法に基づく年金
3. 国会議員互助年金
4. 旧令共済の年金
5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金
7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金
8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金

➡ (4)
⑦

見本

4 ページを記入する際の注意事項については3-2 ページをご参照ください。

(2) 3 ページ(続紙を含む)に印字されている期間以外に年金加入期間(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合)がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)	勤務期間または 国民年金の加入期間	加入 年金制度 (※2)	事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所
1		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(国年)(厚年) (船保)(共済)	
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(国年)(厚年) (船保)(共済)	
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(国年)(厚年) (船保)(共済)	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

※(4)については3 ページ下部にあります「お客様の受給資格期間」が300月未満の方のみご記入ください。

(4) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番を
チェックしてください。

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります※。)

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、
お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項番	確認項目(記入欄)	必要な書類の例
①	☒ ・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、8 ページにご記入ください。) カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：大正・昭和 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる※戸籍謄本 または戸籍抄本 ※結婚から離婚または死別まで確認 できるもの。複数回婚姻されている場 合は、すべての戸籍全部事項証明
②	☒ ・海外に住んでいたことがある	・海外に居住していた期間が確認 できる戸籍の附票の写し
③	☒ ・外国籍である(あった)方で、65歳到達の前日(65歳の誕生日 の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本 または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された 在留カード等 ・特別永住者証明書
④	☒ ・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・ 各種学校の学生であったことがある (夜間部・通信制は除く。)	・在籍(期間)証明書等
⑤	☒ ・昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・ 地方議会議員であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を 証明できる書類
⑥	☒ ・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたこと がある	・都道府県知事等の承認により国民 年金の被保険者とされなかった期 間が確認できる書類
⑦	☒ ・本人または配偶者が、3-2ページの最下段に記載の年金 または恩給を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていた ことが確認できる証書等
⑧	☒ ・上記①～⑦に該当しない	・なし

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所で年金加入期間確認通知書
(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。

右の6ページを記入する際の注意事項

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合について

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

- 受け取る年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

見本

雇用保険と年金との調整について

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を受給している方が、雇用保険の失業給付または高年齢雇用継続給付を受給する場合、年金額の全部または一部が支給停止されます。

- 雇用保険に加入したことがある方（資格喪失後7年未満）、現在雇用保険に加入中の方は、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入のうえ、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がございましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

(3)

4-1. 現在の年金の請求状況についてご記入ください。

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☐ ア. 国民年金法	☐ イ. 厚生年金保険法	☐ ウ. 船員保険法	☐ 老齢または退職
☐ エ. 国家公務員共済組合法	☐ オ. 地方公務員等共済組合法	☐ カ. 私立学校教職員共済法	☐ 障害
☐ キ. その他 ()			☐ 遺族

4-2. 雇用保険の加入状況についてご記入ください。

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。

☐ はい ☐ いいえ



(1) で「いいえ」を○で囲んだ方は(4)へお進みください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は次の質問についてご記入ください。
年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。

☐ はい ☐ いいえ



(2) で「はい」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。



見本

(3) (2) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険被保険者番号

※ (3) に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
詳しくは、年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(4) (1) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険に加入していなかった理由について、次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

☒	ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
☒	イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されなかったため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※(5)は共済組合の加入期間がある方のみご記入ください。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

☐ はい ☐ いいえ

右の8ページを記入する際の注意事項

配偶者がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

配偶者について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。

加給年金額について

ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時または在職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・ 65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・ 18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

配偶者が老齢年金や退職年金(厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの)の受給権を有したとき、または、障害年金を受けているときは、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、日本年金機構のホームページをご覧ください。

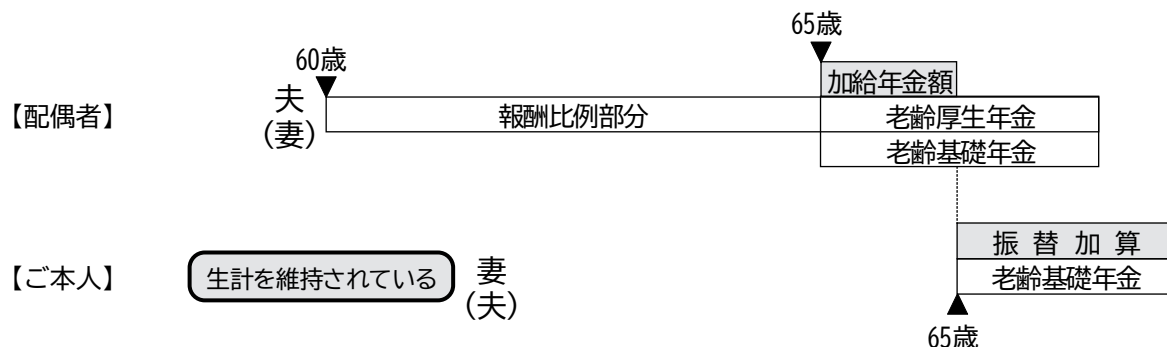
見本

振替加算について

振替加算は、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人(年金を受ける方)の年金に加算されます。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人(年金を受ける方)が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人(年金を受ける方)の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。
- ご本人(年金を受ける方)の被保険者期間が20年以上 ※の老齢厚生年金(退職共済年金)等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険(一般)の被保険者期間が15～19年。



加給年金額や振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ご不明な点がございましたら、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1) 配偶者はいますか。

☐ はい ・ ☐ いいえ



「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。



配偶者がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ)	4 生年月日	大正	年	月	日
	(氏) (名)		昭和			
3 個人番号※ (または 基礎年金番号)			性別	1. 男		
				2. 女		

※個人番号(マイナンバー)については、13ページをご確認ください。基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号		見本
住所	(フリガナ) 市区町 建物名	

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。

(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☐ ア. 国民年金法	☐ イ. 厚生年金保険法	☐ ウ. 船員保険法	☐ 老齢または退職
☐ エ. 国家公務員共済組合法	☐ オ. 地方公務員等共済組合法	☐ カ. 私立学校教職員共済法	☐ 障害
☐ キ. その他 ()			☐ 遺族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。また、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合「振替加算」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- イ 収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て

申立日
(記入日)

令和 年 月 日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

☐ はい ・ ☐ いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
配偶者 (加給年金額に関する申し立て)	☐ はい ・ ☐ いいえ	☐ はい※ ・ ☐ いいえ
本人 (振替加算に関する申し立て)	☐ はい ・ ☐ いいえ	☐ はい※ ・ ☐ いいえ

※(2)で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

右の10ページを記入する際の注意事項

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

子について

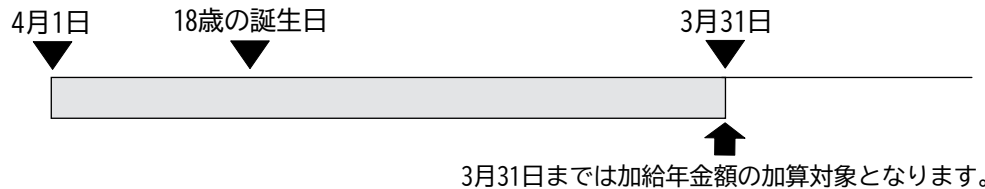
ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている子がいる場合、加給年金額が加算されることがあります。（詳しくは、7ページをご確認ください）。

● 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

a：18歳になった後の最初の3月31日までにある子

b：20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

（例）aの場合



*障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

*加給年金額の対象となる子がいる場合は、10ページに子の氏名等をご記入ください。

対象となる子が3人を超える場合は4人目以降を別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

見本

5-2. 子についてご記入ください。

(1) 以下のいずれかに該当する「子」はいますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

はい ・ いいえ



「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。



子がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。
(4人目以降は別紙にご記入ください)

職員記入欄
別紙有無
☐ 有

A欄	32	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	32	生年月日 平成 年 月 日 令和	32	診
	個人番号 (マイナンバー)	障害の状態 ある ・ ない				
B欄	33	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	33	生年月日 平成 年 月 日 令和	33	診
	個人番号 (マイナンバー)	障害の状態 ある ・ ない				
C欄	34	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	34	生年月日 平成 年 月 日 令和	34	診
	個人番号 (マイナンバー)	障害の状態 ある ・ ない				

- ② 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- イ 収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て書

申立日
(記入日)

令和 年 月 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ・ いいえ

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
A欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ
B欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ
C欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ

※ (2) で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

右の12ページを記入する際の注意事項

《作成（記入）時の注意事項》

- 「代理人」（委任を受ける方）欄については、ご本人（委任する方）が決められた代理人（受任する方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。
なお、法人を代理人とすることはできません。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成（記入）した日付、ご本人の基礎年金番号、氏名（旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
- 委任する内容について、1. ～ 5. の項目から選んで○で囲んでください（5. を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください）。
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B. の項目から選んで○で囲んでください。

見本

《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です（代表的な本人確認書類は次の①～③です）。

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ② 運転免許証
- ③ パスポート

※本人確認書類に記載されている氏名および住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。
上記①～③をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

- 基礎年金番号通知書等の再交付については、取扱い上窓口での交付ができません。交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても、ご本人様の登録の住所あてに送付しますのでご了承ください。

6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。

フリガナ			ご本人 との関係	
氏 名				
住 所	〒	—	電話	— —
	建物名			

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。

作成日 令和 年 月 日

基礎年金 番号					—						
フリガナ											
氏 名	(旧姓)						生年月日	大正 昭和	年	月	日
住 所	〒	—					電話	—	—		
	建物名										
委任する 内容	●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。 1. 年金および年金生活者支援給付金の請求について 2. 年金および年金生活者支援給付金の見込額について 3. 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他（具体的にご記入ください） () ●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する										

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

「個人番号(マイナンバー)」について

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提供いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更の届出が原則不要になります。
- ご記入された個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認※）が必要なため、以下の書類をご提出ください。

（例）個人番号カード（マイナンバーカード）、個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

【窓口で提出される場合】

上記の原本をご提示ください。

見本

【郵送で提出される場合】

上記のコピーを添付してください。

*個人番号カード（マイナンバーカード）の場合、個人番号の記載面のコピーが必要になります。

※「身元（実存）確認」は当請求書で確認します。

*配偶者、子および扶養親族の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

機構独自項目

作成原因	7	進 達 番 号
6 01		

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

- (1) 印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

[illegible]

※ 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

- (2)個人番号（マイナンバー）の登録の有無について

下の表示において、「1」となっている方は、すでに日本年金機構で個人番号（マイナンバー）の登録がされています。

個人番号 (マイナンバー)	が登録済の方	: 1
個人番号 (マイナンバー)	が未登録の方	: 0 または空欄

※ (2)において「0」または空欄となっている方は、1ページに個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
個人番号(マイナンバー)をご記入いただくことにより、生年月日に関する書類(住民票等)の添付が不要になります。
(同封の年金の請求手続きのご案内をご覧ください。)

見本

2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

[illegible]

※ 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法 (16ページを記入する前にお読みください。)

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。
そのため、配偶者控除等各種控除を受けるためには、原則として16ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。印字されているカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、氏名を記入し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただいてから、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。
また、所得税法の規定により、扶養親族等の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります(その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しません。)。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
- 給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

- あ** 『源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者』欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。
配偶者が「配偶者の区分」に記載されている年金収入に該当する場合は、「配偶者の区分」に○をつけてください。
12月31日現在で70歳以上の方については、『老人』を○で囲んでください。
- (注) この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、配偶者の収入が「配偶者の区分」の記載に該当するか、合計所得金額が95万円以下となる方です。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。また、配偶者の収入が「配偶者の区分」の記載を超えるか、合計所得金額が48万円を超える場合は、障害者控除、老人控除は受けることができません。
- い** 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。
「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する『扶養親族』とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下の方のことをいいます。
- う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。
また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
『特別障害』とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、『普通障害』とは、特別障害以外の障害をいいます。
- え** 「寡婦等」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、ひとり親の場合は『ひとり親』を○で囲んでください。
・『寡婦』とは受給者ご本人で、以下の(1)または(2)のどちらかに該当する方のうち、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。
(1) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族(子以外)のある方
① 夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
② 夫の生死が明らかでない方
(2) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族のいない方
① 夫と死別した後、婚姻していない方
② 夫の生死が明らかでない方
・『ひとり親』とは、受給者ご本人で、以下のいずれかに該当する方のうち、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。
① 配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方
② 婚姻歴のない方
③ 配偶者の生死が明らかでない方
* 『生計を一にする子』とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされず、所得(年金を請求する年)の見積額が48万円以下の子をいいます。
* ご本人や扶養親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「寡婦等」欄の『地方税控除』を○で囲んでください。
* 住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」またはこれらと同様の記載がある方は、『寡婦』および『ひとり親』には該当しません。
- お** 受給者本人の合計所得額が900万円を超える場合は、○をつけてください。
- か** 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。
また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。
- き** 「所得金額」欄は、年金を請求する年の所得金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。
- <** 所得金額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、および退職所得を除いた所得金額をご記入ください。

国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者(※1)の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類(※2)を申告書と一緒に提出してください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。
なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り。)

国外にお住まいの配偶者以外の扶養親族がいる場合の記入方法

配偶者以外の扶養親族が非居住者の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨および、①～④のいずれかの該当する番号を記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。

① 対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である

② 対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった(留学生であることを証明する書類の添付が必要です)

③ 対象者が①に該当せず、障害者に該当する

④ 対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある

3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	令和 年	提出日	令和 年 月 日 提出	1	1	5	0
-----	------	-----	-------------	---	---	---	---

- (1) ご本人（年金を受ける方）のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名をご記入ください。
ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

フリガナ				生年月日	
氏 名					
住 所					
郵便番号			電話番号	- -	
基礎年金番号					

う 本人障害	1. 普通障害	え 寡婦等	1. 寡婦	2. ひとり親	お 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える
	2. 特別障害		地方税控除（退職所得を除く） 4. 寡婦 5. ひとり親			

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

「う か き く」については「摘要」欄に記入が必要な場合があります。15ページの各欄の説明をご覧ください。

（ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません）

あ	フリガナ		氏 名	婚姻	生年月日	う 障害	か 同居・別居 の区分	きく 所得金額
	個人番号（マイナンバー）							
源	源		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	源		氏 名	婚姻	生年月日			
泉	泉		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	泉		氏 名	婚姻	生年月日			
配	配		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	配		氏 名	婚姻	生年月日			
偶	偶		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	偶		氏 名	婚姻	生年月日			
者	者		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	者		氏 名	婚姻	生年月日			
に	に		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	に		氏 名	婚姻	生年月日			
該	該		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	該		氏 名	婚姻	生年月日			
当	当		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	当		氏 名	婚姻	生年月日			
す	す		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	す		氏 名	婚姻	生年月日			
同	同		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	同		氏 名	婚姻	生年月日			
一	一		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	一		氏 名	婚姻	生年月日			
生	生		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	生		氏 名	婚姻	生年月日			
計	計		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	計		氏 名	婚姻	生年月日			
配	配		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	配		氏 名	婚姻	生年月日			
偶	偶		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	偶		氏 名	婚姻	生年月日			
者	者		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	者		氏 名	婚姻	生年月日			
に	に		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	に		氏 名	婚姻	生年月日			
該	該		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	該		氏 名	婚姻	生年月日			
対	対		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	対		氏 名	婚姻	生年月日			
象	象		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	象		氏 名	婚姻	生年月日			
配	配		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	配		氏 名	婚姻	生年月日			
偶	偶		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	偶		氏 名	婚姻	生年月日			
者	者		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	者		氏 名	婚姻	生年月日			
に	に		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	に		氏 名	婚姻	生年月日			
該	該		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	該		氏 名	婚姻	生年月日			
対	対		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	対		氏 名	婚姻	生年月日			
象	象		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	象		氏 名	婚姻	生年月日			
配	配		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	配		氏 名	婚姻	生年月日			
偶	偶		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	偶		氏 名	婚姻	生年月日			
者	者		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	者		氏 名	婚姻	生年月日			
に	に		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	に		氏 名	婚姻	生年月日			
該	該		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	該		氏 名	婚姻	生年月日			
扶	扶		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	扶		氏 名	婚姻	生年月日			
養	養		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	養		氏 名	婚姻	生年月日			
親	親		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	親		氏 名	婚姻	生年月日			
族	族		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	族		氏 名	婚姻	生年月日			
等	等		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	等		氏 名	婚姻	生年月日			
申	申		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	申		氏 名	婚姻	生年月日			
告	告		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	告		氏 名	婚姻	生年月日			
書	書		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	書		氏 名	婚姻	生年月日			
について	について		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	について		氏 名	婚姻	生年月日			
ご記入	ご記入		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	ご記入		氏 名	婚姻	生年月日			
ください。	ください。		氏 名	婚姻	生年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	ください。		氏 名	婚姻	生年月日			

* 提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。
（申告書は年金事務所に用意してあります）

* 「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

* 控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

（年金の支払者） 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

年金請求書の提出先について

この年金請求書は、提出先をご確認のうえ、郵送または窓口へご持参ください。

(提出前に添付書類が揃っていることをご確認ください)

*詳細は同封の「高齢年金請求書のご提出について」をご確認ください。

*窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！



*国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方です。

*国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者(民間会社員等)や共済組合の組合員(公務員等)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の方)です。

●年金請求書の受付は、全国どこの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

※共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書(日本年金機構より送付したもの)を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。

「公金受取口座」の利用・登録

○公金受取口座登録制度とは

●公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。

(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html)

●公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

●公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。

●年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

●また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

【令和7年6月以降に請求される方】

○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

●年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1. 登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。

●公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。

●公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

※1ページ目に「公金受取口座の登録意思」欄のない年金請求書で登録を希望される場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。